

平成20年8月8日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川東 祥次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成16年6月1日付け高競第107号，同月8日付け高再第3658号，同月9日付け高住第3693号および同月11日付け高市生第3849号により諮問のあった事案について，次のとおり答申いたします。

これらの事案は，公開請求が同一であり，処分内容も共通することから，一括して答申するものです。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている「普通財産貸付台帳の全部」（以下「対象行政文書」という。）について，実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分のうち，建物貸付台帳（競輪局事業課分）中の「借受人」および「貸付料金」については，非公開とした処分を取消し，公開すべきである。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

【高競第107号の諮問に係るもの】

平成16年5月17日：対象行政文書の公開請求受付

平成16年5月28日：実施機関が公開および一部公開の決定

平成16年5月31日：請求人からの異議申立書を提出受付

【高再第3658号の諮問に係るもの】

平成16年5月17日：対象行政文書の公開請求受付

平成16年5月25日：実施機関が一部公開の決定

平成16年5月31日：請求人からの異議申立書を受付

【高住第3693号の諮問に係るもの】

平成16年5月17日：対象行政文書の公開請求受付

平成16年5月24日：実施機関が一部公開の決定

平成16年5月31日：請求人からの異議申立書を受付

【高市生第3849号の諮問に係るもの】

平成16年5月17日：対象行政文書の公開請求受付

平成16年5月25日：実施機関が一部公開の決定

平成16年5月31日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

【高競第107号の諮問に係るもの】

- (1) 請求の対象となった事務・事業の内容

競輪場の施設（土地・建物）は普通財産であり、事業運営に支

障を及ぼさない範囲において貸付けを行い、貸付料収入を得ることで事業収益の一助としている。

(2) 借受人の住所、氏名、貸付料金（個人分）について

普通財産土地貸付台帳には、所在地、借受人の住所および氏名、貸付年月日、貸付面積、用途、貸付料金、連帯保証人の住所および氏名および貸付期間などが記載されている。

貸付用途としては、全て競輪場内の売店として使用しているもので、貸付先は、個人事業者と法人事業者に大別される。公開しないこととした個人事業者の住所、氏名ならびに貸付料金については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されることができるとため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

【高再第3658号の諮問に係るもの】

(1) 請求の対象となった事務・事業の概要

香西南町自治会および香西作山南自治会に対し集会場用地を貸付けするにあたり、高松市公有財産事務取扱規則（昭和39年3月31日規則第6号）27条3項の規定に基づき普通財産貸付台帳を調整している。

(2) 連帯保証人の住所・氏名について

本土地貸付台帳は、高松市公有財産事務取扱規則（昭和39年3月31日規則第6号）27条3項の規定に基づき普通財産貸付台帳を調整しなければならないとされている行政文書であるが、連帯保証人の住所・氏名については、特定の個人を識別することができるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

【高住第3693号の諮問に係るもの】

(1) 請求の対象となった事務・事業の概要

元前田西町市営住宅用地（平成6年11月30日に用途廃止）を地元自治会集会所用地として、平成7年4月1日に前田西町中塚自治会に貸付けし、以降、毎年、貸付けの更新を行っている。また、平成16年4月1日には、貸付料金の改正に伴い土地賃貸

借契約の一部変更契約を行った。

(2) 連帯保証人の住所および氏名について

普通財産土地貸付台帳には、所在地、借受人の住所および氏名、貸付年月日、貸付面積、用途、貸付料金、連帯保証人の住所および氏名および貸付期間などが記載されている。

連帯保証人の住所・氏名については、特定の個人を識別することができるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

【高市生第3849号の諮問に係るもの】

(1) 請求の対象となった事務・事業の概要

高松市が所有する普通財産を第三者に貸し付ける場合に備え付ける台帳

(2) 連帯保証人の住所および氏名について

普通財産土地貸付台帳には、所在地、借受人の住所および氏名、貸付年月日、貸付面積、用途、貸付料金、連帯保証人の住所および氏名および貸付期間などが記載されている。

連帯保証人の住所氏名については、特定の個人を識別することができるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

高競107号の諮問案件について、本件対象行政文書は、「建物貸付台帳(18件)」および「土地貸付台帳(5件)」であり、「建物貸付台帳(9件)」および「土地貸付台帳(5件)」については既に公開している。

実施機関の説明によると、対象行政文書のうち、「借受人および連帯保証人の住所、氏名、貸付料金(個人分)」については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されることから、非公開としたとのことであった。

連帯保証人の住所・氏名は、個人識別情報として実施機関が非公開とした処分は相当であるが、借受人名は、条例7条2号に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、本件の普通財産の貸付行為が私法上の契約

行為であることからしても本件借受人の氏名については、公開すべきである。

また、貸付料金（個人分）については、高松市自転車競走実施条例（昭和37年10月3日条例第29号）および同規則に規定する平米単価に貸付面積を乗じたものであり、当該貸付面積を公開していることから本件貸付料金を非公開とする理由は無いというべきである。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年6月1日 (高競第107号)	諮問書受付
平成16年6月8日 (高再第3658号)	
平成16年6月9日 (高住第3693号)	
平成16年6月11日 (高市生第3849号)	
平成20年3月28日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年7月 3日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成20年7月30日	答申案審査
平成20年8月8日	答申